

お 知 ら せ

令和 8 年 7 月 22 日
愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報検討会
(農地整備課 内線 2545)

令和 8 年度 愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報検討会
の開催について

標記検討会を、次のとおり開催（全部公開）しますので、お知らせします。

記

- 1 開催日時
令和 8 年 7 月 30 日（木）13:30～16:30
- 2 開催場所
愛媛県庁第 1 別館 8 階会議室
- 3 議題
 - (1) 令和 8 年度環境概査結果及び調査方針案について
 - (2) 令和 9 年度環境概査実施予定地区について
 - (3) 令和 7 年度モニタリング調査結果について
 - (4) 令和 9 年度モニタリング調査予定地区について
 - (5) 調査方針作成要領の改訂について
- 4 傍聴
 - (1) 傍聴の定員 3 人
 - (2) 傍聴の申し込み方法等
 - ア 傍聴を希望される方は、7 月 28 日（火）正午までに、電話又は E メールにより、住所氏名、連絡先(電話番号又はメールアドレス)を下記まで連絡下さい。
 - イ 傍聴の申し込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了とします。
 - ウ 傍聴することができる方には、7 月 29 日（水）午後 5 時までに、検討会事務局より電話又は E メールによりその旨連絡します。
 - (3) 会議は、開会から閉会まで全て傍聴できます。（全部公開）
- 5 その他
会の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしたものには、退場を求める場合があります。

問い合わせ先及び傍聴申し込み先（愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報検討会事務局）
愛媛県農林水産部 農地整備課 農村整備係
[〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 - 2]
電話 0 8 9 - 9 1 2 - 2 5 4 5（係ダイヤルイン）
メールアドレス nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp

傍 聴 要 領

愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報検討会
(平成14年7月12日制定)

1 会場での受付等

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議の開催予定時刻（7月30日13時30分）までに、会場（愛媛県庁第1別館8階会議室）入口の受付で、所定の用紙に必要事項を記入の上、事務局係員の指示に従って会場に入室してください。（受付開始は同日13時20分からです。）

2 会議を傍聴するに当たっての注意事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場を命ずる場合があります。

- (1) 会場では静粛にすること。
- (2) 会場をみだりに出入りしないこと。
- (3) 会議の言論に対し、批判又は可否を表し、あるいは拍手等の行為をしないこと。
- (4) 会場において、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 会場において携帯電話等の使用をしないこと。
- (6) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
ただし、事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) その他、会議の進行を妨害するような行動をしないこと。

3 会場の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 会場を傍聴する方が、2の規定に違反し、会長又は係員の指示、注意若しくは制止に従わないときは、退場を命ずることがあります。
- (3) 会議を傍聴する方は、退場を命じられたときは、直ちに静粛に退場してください。
- (4) 退場を命じられた方は、当日再び傍聴席に入ることはできません。